

## 文化移動の一局相としての法の継受

——トルコの場合を例として——

大 木 雅 夫

ただいまは水田先生並びに福島先生から過分の御紹介のおこ  
とばを賜わりまして恐縮の至りに存じます。この伝統ある大学  
の比較法研究所におきまして講演する機会を与えられましたこ  
とは、わたくしにとりまして身に余る光栄であります。しかも  
法の継受という主題を与えられておりますことは、実は光栄で  
あるのみならず、わたくし自身の研究を進めていく上ではなほ  
だ有難いことなのであります。と申しますのは、ここにおられ  
る福島先生並びに水田先生は、それぞれ外国法継受の問題に関  
しましては、深い造詣を有しておられますので、むしろわたく  
しは両先生をはじめ皆様にここで教えていただきたいという願  
いをもって簡単な研究報告をさせていただけるものと思うから  
なのであります。

ここにわたくしは、「文化移動の一局相としての法の継受」

文化移動の一局相としての法の継受

という題を掲げましたが、その意味は、法の継受という問題が  
実は極めて複雑な問題を含んでおり、その全体を論じつくす余  
裕は到底ありませんので、ここではこの問題を文化移動の一局  
相としてとらえ、その限られた観点から考察したいと思う次第  
であります。

さて、ドイツの有名な歴史学者であるオットー・ヒンツェは  
「民族から民族への文化の移動は、一般的世界史の発展におけ  
る大きな謎である。」と述べておりますが、法自体も法文化と  
して文化の一部を形成しておりますので、そのような意味で法  
の継受もこのような文化移動の一局相として多くの謎に包まれ  
た現象なのであります。その謎の最たるものは、法の継受が継  
受する国における法の近代化という或る共通な要請の下に、そ

れぞれ種々の国々において種々の時代にくり返しくり返して生じた現象でありながらも、それぞれの継受が物或いは有体物の移動とは異なり、必ずしも同一事物の移動とか同一現象の反覆ではないという点にあるように思われます。アルフレート・ウェーバーも述べておりますように、実際、文化は、普遍妥当的で論理的な性質をもつ文明とは違って、その文化を生み出した歴史体の中に封じこまれたものであり、この歴史体と内面的に結合したものであります。そういたしますと、例えばギリシヤ文化は、ギリシヤという歴史体からとり外して移植し反覆しうるものではないということになります。確かにルネッサンスは、ギリシヤ文化の表現と内容の再現を志したものであります。そこに再現された文化世界は、ギリシヤ文化とは似ても似つかぬ別物の新創造だったはずであります。それと同様に、ローマ法がドイツで継受されたとき、それは確かに実定法の資格で継受されたにしても、いわゆるペンデクテンの現代的適用を通じて顕著な変貌を遂げざるをえなかったのであります。それどころかそのローマ法がフランスで継受されたときは、それはもはや実定法としてではなくして、「書かれた理性」という資格でしか採用されませんでした。すなわち継受されたローマ法自体が変らざるをえなかったのであります。このようにみてまいりますと、法の継受は、固有法文化と外来法文化との衝突で

あり、或いは両者の融合同化の過程として把握せざるをえないと思えます。従ってここでミツタイスのことばを借りて申しますならば、法の継受とは、固有法文化の内面的価値内容に対する試練であるということができますし、いかなる法文化をとり上げてもその価値内容がまったく尊重するに値いしないということは考えられませんので、法の継受に際しましては、その前後にわたって常に必ず法の連続性があるといわざるをえないのであります。それどころか、そもそも変動とか転変という概念は、持続とか連続という概念を前提とするものでありますから、歴史における飛躍とか歴史的連続性の革命的断絶を一面的に主張することは明らかに誤りなのであります。革命でさえも、それは過去の一切を否定するものでなくして、革命に時間的に接続して先行する過去の一部に対してのみ反抗するものであります。過去の他の一部は、良きにつけ悪しきにつけ生き続けます。従ってそれを断ち切るためには、ロシア革命の十三年後に肅清の嵐がまき起り、中国革命の十三年後に文化大革命が起らざるをえなかったように、第二の革命が不可避的だったのであります。このように政治上の革命は或る時点における事件 (Ereignis) ではなくて、或る時間的幅をもった過程 (Vor-gang) なのであります。それと同様に、法の革命ともいえるべき外国法の継受も一つの過程として考えられざるをえないと思

います。具体的に申しますと、わが国におけるドイツ法や英米法の継受は、明治二十九年とか第二次大戦後の出来事として完結したものではなくして、現在もなお続いているといえるのであります。このような見方からいたしますと、法の継受を考察する場合に、いわゆる破局説(Katastrophentheorie)をもつて説明することはできないのでありまして、むしろ連続性の原理が常に顧慮されていなければならないのであります。いいかえますと、外国法の継受による旧法の廃棄にもかかわらず、旧社会から依然として残っている法的文化財の運命を見きわめることこそ、わたくしにとっては不可欠の課題であると思えるのであります。これを被継受法の側から申しますならば、問題は、一般的には次のように提起されることになるでございましょう。すなわちこの新しい法が新たな社会においてどのような土着と異和の現象を示すかという問題がそれでありまして。

これまでいささか抽象的な考察をいたしましたけれども、わたくしはようやく法の継受に関する具体的な問題にまで到達したように思われます。従つてこの具体的な問題を分析する場合にも、具体的な事例をトルコにおけるスイス民法の継受に求めて検討したいと思ひます。いまわたくしはトルコに例をとつてお話ししますが、しかしわたくし自身は、いつも日本のことを考えております。そしてその意味で皆様も日本のこと、わ

れわれ自身のことを考えながらおききただければ幸いであります。

トルコにおける固有法文化とは、オットマン帝国を中心に形成されたイスラーム法文化のことでありまして。その詳細に立ち入る余裕はありませんので、ここで最も大胆な一般的特徴づけを試みますならば、それは、第一に宗教性、第二に不動性、そして第三に非実用性として特徴づけうると思われまして。何よりもまずそれは、近代的意味における法ではなくして、政治的境界を越えて存立するイスラーム宗教共同体の成員、すなわちイスラーム教徒の服する特殊な意味における法であります。シャリーア(Sharia)と称せられるイスラーム法の総体は、予言者マホメットに啓示された唯一の神アッラーの意思すなわちコーランをその主たる、そしてほとんど排他的な淵源とするものでありまして、シャリーアとは、語源的に申しましてラクダが水を求めてオアシスに至る道の意味であり、それが人の道と転じ、更にイスラーム教徒の守るべき道の意味となつたものであります。従つてそれは宗教的義務にほかなりませんし、そこでは宗教的義務がとりもなおさず法律的義務でもあるのであります。法と宗教が未分離で、法がアッラーの命令である以上、信徒はそれに絶対的に服従することのみが要求されます。従つて

神の前では義務はあつても権利の主張はなしえないので、イスラーム法は、西欧的意味における権利の觀念を含みませんし、イスラーム社会には、権利のための闘争という觀念はなかつたのであります。立法者はアツラーのみであり、法律家は法を創造せず、ただ法を発見するという任務を有するだけであります。こうしてイスラーム法が創造を本質とする科学としての性格を主張しえず、神のことはの祖述を旨とする宗教と一致している限り、それはその第二の特質である不動性と停滞性をもつて刻印されざるをえなかつたのであります。実際コーランの編纂は七世紀に行なわれたのでありますが、その後学者達は、コーランにおける婚姻、離婚、相続人の指定、相続分の決定、利息の禁止等の諸規定に変更を加える自由を有しなかつたのであります。一四世紀頃になりますと、法学教育は極度に停滞し、例えばカイロのアル・アズハル大学では、もはや或る一定の格言や章句の機械的な暗誦のみが課せられるに至つたのであります。こういうことになりますと、法は發展する社会から遊離し、現実生活の実像ではなくして、その虚像と化してしまいました。それは、そもそも体系をなさない不合理な宗教的規範と伝承の集積と化して、ここにその第三の特質、すなわち非実用性をもつて特徴づけられるに至つたのであります。このような状態が続いたのちに、ようやく一九世紀の七〇年代に入り

ますとイスラーム慣習法の採録が行なわれ、いわゆるメジュレ(Ma'alla, Mejjalla)が制定されましたが、そこでは、慣習法規範が制定法と同等或いはそれに優越する効力が認められ、実体法と手続法の区別もなく、項目の分類も無秩序で、契約自由の原則がないどころか、契約法は経済的原理によりもむしろ宗教的原理に基礎づけられ、例えばブドー酒とか豚肉等は、宗教的理由から売買の対象となりえなかつたのであります。また西欧的な個人主義的所有権絶対の原則はありませんし、むしろイスラーム宗教共同体の成員間における良き隣人関係が重視されましたので、例えば相隣関係とか共同所有関係が詳細に規定されておりま。また過失責任の原則もなく、もっぱら加害者の行為の結果だけを問題にする客観的責任ないし結果責任が原則とされていたのであります。

これまで申しましたことは、要するにトルコ固有法が宗教性、不動性及び非実用性をもつて特徴づけられる極めて前近代的な宗教法だつたというのであります。それがイスラーム社会の近代化を阻害しオットマン帝国の没落をもたらす重大な要因の一つであつたことはいうまでもありません。ところで法の継受を惹起するには、ヒルシュ教授もいうように、固有の法的文化財の維持をばや不可能とするような危機状態及びその意

識がなければならぬのでありますが、いうまでもなくそれは革命当時のトルコに存在しておりました。かつてアジア、アフリカ及びヨーロッパにまたがる大帝國であつたオットマン帝國は、一八世紀以來しばしば戦いました。それはほとんど戦いつづけていたのであります。そして戦えば常に敗れ、敗れば常に領土を喪失して、最後に第一次大戰に参加して敗北したときには、もはやアジアの西端に位する一弱小國と転落していたのであります。しかもその時トルコは、七億ドルに及ぶ外債をかかえ、年度予算の三〇パーセントはその返済に充てざるをえないという文字通りの經濟的破局を迎えておりました。それは、そもそもトルコの教養社会や支配層には經濟という觀念がなく、商人は輕蔑されており、商業は一八世紀以來西歐列強と締結させられた外國人特惠条項を主たる内容とする不平等条約に基づいて、異教徒たるキリスト教徒やユダヤ教徒の手中に握られていたからでもあります。このような政治的・經濟的危機は、遂に一九一八年から二三年の間にかけてオットマン帝國の崩壊とトルコ共和國の成立をもたらしたのでありますが、既にその三年後、すなわち一九二六年にはスイス民法典とスイス債務法典が継受されましたし、その後一九二九年までに、スイスのヌウンシャテル州民事訴訟法典、スイス連邦強制執行・破産法、ドイツ海商法、イタリヤ刑法典、ドイツ刑事訴訟法典等が

#### 文化移動の一局相としての法の継受

継受されたのであります。このような外國法の包括的継受が何故起つたかに関してはもっと立入った検討を加える必要がありますし、殊に継受に際してこれを推進する力とこれに抵抗する力とがどのような絡み合いをしていたかとか、何故フランス民法典やドイツ民法典ではなくして、ほかならぬスイス民法典がモデルとして選ばれたかというような問題は興味深い問題であります。ここではすべて省かせていただくことにいたしました。次に再び主題に立ち戻って、継受によつて生じた固有法文化と外来法文化との衝突及び外来の法の新しい社会における土着と違和の現象を觀察したいと思ひます。これは、便宜上、第一に、法典編纂の過程における衝突と適応、第二に、法典を強行することによつて政治上の革命を法的にも貫徹しようとする新しい力、そして第三に、それを阻害するイスラームの伝統的社会における慣性的諸力とに分けて述べることにいたします。

まず第一点から申しますならば、わが國で江藤新平がフランス民法典の直訳的継受を意圖して策作に対し「誤訳をも妨げず、唯速訳せよ」と命じたと伝えられておりますが、それと同様に革命政權の指導者ムスタファ・ケマルは、あらゆる反動勢力の反抗を抑えるために果敢かつ敏速に編纂事業を断行しようとして、比較法的準備研究もしないで直ちに外國法

典をトルコ語に翻訳し、それを全体として継受するという方針を確立したのであります。民法典と債務法典の場合には、二六名から成る翻訳委員会が構成され、分担して訳出された翻訳をトルコ民法典及び債務法として採用しました。この翻訳の過程におきましては、外国法継受一般に関する本質的な問題が生じておりました。言語の問題と原典からの意識的乖離の問題がそれでありました。イスラーム法における大多数の制度と用語はイス民法典にはありませんでしたし、スイス法の制度と用語はイスラーム法に対応しておりません。そもそもその権利能力と行為能力という用語はトルコ語にはありませんので、それぞれトルコ語で「民事上の権利を享受する能力」及び「民事上の権利を行使する能力」といちいち訳出されましたし、両親や夫婦に当ることばはないので、それぞれ「母と父」とか「妻と夫」といいかえられました。これはまだよいといたしましても、拙速に行なわたる翻訳は、しばしば誤訳や不適訳を招いたのであります。例えば「過失」は、失敗、怠慢、錯誤等を包括的に意味することば(hata)をもって表現され、その意味に拡張され或いは限定されたために適用の困難を招いたのであります。

次に原典からの意識的乖離の問題といたしましては、まずスイスとトルコの政治制度や行政組織の相違に応じて、例えばス

イス民法典における「カントン法」、「カントン政府」はそれぞれ「特別法」とか単純に「政府」と書きかえられたのであります。しかし注目すべきことは、元来スイス民法典が公法上の規定やカントン法に広汎な留保をなしていることであります。そのうち公法上の規定に譲りこれを準用すべきものとした規定はそのまま逐次的に引移されたのであります。カントン法への留保は軽率にも削られてしまいましたので、一方ではトルコにおける公法規定の不備によってそれへの準用は対象を喪失してしまいましたし、他方ではカントン法への準用規定の削除は、広汎な法の欠缺を惹起したのであります。

原典からの意識的乖離は、更に経済的体制の相違にも由来いたします。例えば両国における貨幣価値の相違に基づいて罰金、手数料、納付金等の額が引下げられたのは当然のことでありましょう。また夫婦財産制については、スイスにおける管理共通制に対して、トルコはイスラーム法以来の別産制を原則とし、契約によって管理共通制をとりうるものとしております。

原典からの乖離は、最後に、社会的現実への適応としても現われております。例えばトルコ人の性的成熟は気候的理由でスイス人よりも早く、成年年齢(スイス二〇才トルコ一八才)、婚姻適齢(スイス、男二〇才女一八才トルコ、男一八才女一七才)等がそれぞれ引下げられたのであります。

法典編纂の過程においてスイス法に加えられましたこれらの修正は、スイスとトルコとの政治的、経済的及び社会的相違から由来するものでありますが、こうして新民法典が制定されますと、ここにその土着化を廻る第二の問題が現われてまいります。すなわちこの法典を強行することによって、政治上の革命を法的に貫徹しようとする力、或いはそのための施策はどのようなものであったかという問題がそれであります。

トルコの革命政権は、旧いイスラーム法曹に代つてこの西欧的法典を使いこなすべき人材を養成するために、スイスをはじめフランス、ドイツ、イタリア等への留学生を派遣いたしましたし、またこれらの諸国からザウセル・ハルやシュヴァルツのような有名な学者を招きました。かれらは大学やその他の機関において西欧的な法を講義し講演したのであります。更に諸外国法の文献を精力的に翻訳し、特にスイス民法典や債務法典の長大なコメントールを全額または一部国費で翻訳し出版いたしました。他方では、トルコ破産院は、一九四四年の連合部決定で、トルコ法の明文の規定に反してもスイス法によることを認めましたし、その翌年には同じく連合部の決定において、誤訳したために意味が不明瞭になったトルコ法の規定を解釈する場合には、原典たるスイス法によることを認めたのであります。

文化移動の一局相としての法の継受

新政府によってなされたこれらの組織的な努力によりまして、一般に新民法典はトルコに比較的よく定着しえたといふことができます。しかしそれにもかかわらず、その定着を阻害するイスラームの伝統的社会における慣性的諸力は、容易に除去するものではありませんでした。このことが新法の土着化を廻る第三の問題なのであります。

ここでこの問題に立ち入る前に、タレイランのことを思い出しておきたいと思ひます。かれはナポレオンに対して、「陛下、銃剣をもってすれば何事も可能ですが、ただ一つ不可能なことがあります。それは、その上に安座することであります」と言上したのであります。このことは、政策を強行しようとする権力がそもそもそれ自体決して無制限なものではありえないということを物語っているのでありますが、これを前提にしてマキーヴァのいわゆる技術工学的抑制(technological restraint)の理論を顧りみますと、それは、わたくしどもの主題により近づくことができるでありましょう。かれは、文化變動の阻害要因として、第一に官僚主義的利害を挙げ、既成秩序の惰性や伝統は新知識の導入を阻害すると述べました。第二には経済的利害を挙げ、或る職業団体に或る種の経済的利益、既得権或いは独占権が保障されていれば、それらは、それを脅かす新技

術の採用を妨げると指摘しました。そして第三に文化的利害を挙げ、旧社会の指導層や諸団体を支配する伝統、モーレス、特殊な道徳或いは信条といったものは改革を妨害すると強調いたしました。マキーヴァのこれらの指摘は、まさしくトルコにおける被継受法の土着化に際しても当てはまるものだったのであります。

革命政権は実際、一九二六年におけるイスラーム法の継受と同時に、旧法の適用を禁止いたしました。しかし一挙に旧い裁判官達の脳裡にある古い法意識を変え、民衆の間に生きている慣習的法観念を除去することは、いかなる独裁者によってもなしうることはなかつたのであります。新法は、しばしばトルコの裁判官によってイスラーム的に解釈され適用され続けましたし、実際上当事者を代理した代書人達は、旧法下における慣行通りに訴状やその他の書面を作成し続けましたので、それがいま述べましたような裁判官の惰性を助長さえしていたのであります。こうして新法は、その適用の段階でも旧法からの完全な断絶を果すことができなかったのでありまして、新法も旧法的に適用されたという意味で、部分的にはむしろ新旧法融合の現象を示したのであります。もちろん一般的に申しますならば、新法は都市では比較的容易に定着し、農村では旧法や旧慣、そしてその背後にある宗教的意識と闘争せざるをえなかつ

たといえるでありましょうし、法の部門について申しますならば、取引法は土着しても家族法は定着し難かつたとされております。しかし取引法は普遍的性質を有するから定着し易いのだという従来の通説の見解を安易に承認することは問題があらうかと思われまふ。実際、資本主義的な生産と交換の形態が未発達達の農業国トルコにおいて、しかも経済取引に対する無関心をもって紳士たる者の徳性であると考えられていたトルコにおきましては、資本主義的商取引法の完全な定着ということはやはり困難だったのでありまして、現に最近まで取引法の改正事業は続けられざるをえなかつたのであります。それより一層新法の定着が困難で、固有法文化財との衝突ないし融合同化を顕著に示した分野は、いふまでもなく家族法の分野でありますので、特にこの分野をいささか立ち入って検討しなければなりません。

新法はまず、強制民事婚の原則を導入して伝統的な宗教婚と一夫多妻制の廃止を断行したのでありますが、それは確かに旧トルコ社会からの決定的な断絶を意図したもののなのであります。元来イスラーム社会における婚姻は、必ずしも寺院における挙式を必要条件とする宗教婚ではなくして、一定の資格をもつ二人以上の証人の面前で行えば足りたのでありますが、その

際に新婦の後見人がアツラーを讀める挨拶を述べるしきたりが生れてまいりますと、次第にイマムすなわちイスラーム僧侶の面前で婚姻を挙げる宗教婚が伝統となつていたのであります。他方におきましては、その一夫多妻制は、家名の維持その他の理由で社会的に許容された因習というよりも、むしろ聖典であるコーランの教えによつて命じられ、或いは少くとも裁可された原則だったのであります。従つて民衆の間では、たといイマムの面前における婚姻が法律的には無効でありましても、最初からそれによつて挙式する者がありましたし、一度は民事婚を締結した後にもコーランの教えに従つてイマムの前で二人目の妻を迎え、三人目から四人目までの妻を迎える者もあつたのであります。これに対して一九二六年の刑法典は、法律上の婚姻証書の提出を受けずに宗教上の挙式を執行したイマムに対して一月以上三月以下の懲役を科し、一九三六年の法律は、民事上の届出をしないで宗教上の挙式をなした新郎新婦並びに婚姻の公示を怠つた市町村長に対しても、その刑罰規定を拡張いたしました。しかしそれにもかかわらず、それらの規定が最近に至るまで死文と化していたことは注目しておく必要があります。このことは、もちろんトルコにおける宗教的伝統と国家法との対立として図式的に説明することもできるでありましよう。しかしそのような対立図式のみによつて説明しようとする

文化移動の一局相としての法の継受

ことは、あまりにも一面的であるように思われます。まず第一に、イスラーム社会における婚姻は、元来国家の関与を要しない私事という觀念から出発しておりまして、トルコ民衆は、遂にこの觀念から脱却しえなかつたのだと考へられます。第二には、それが次第に神に対する祈りとその他の宗教的方式を伴なうようになりまして、民衆はそこに一種の呪術的な力を感じて、イマムの司式こそ婚姻の本質的要素なのだとする深い確信が民衆の間に植えつけられていたといえるのであります。これに対して第三には、新しい民事婚の制度は、煩雜な手續を伴なつておりました。すなわち婚約は一五日間の公示を必要といたしましたし、法律婚は解消が困難であり、不妊は離婚原因とされておられません。のみならず、婚姻登記に要する出生証書の原簿は不備でありました。それは相次ぐ戦争に厭きた両親が、特に男子の出生に際して、兵役を免れさせるために届出をしなかつたり、或いはなるべく兵役を遅らせようとして故意にその届出を遅らせたからであるともいわれております。しかも農村や僻地には戸籍役場がなく、婚姻届を提出するためには、都市にある民事官署まで長い旅行をしなければならませんでした。また婚姻届には医師の交付する婚姻適格証明書、つまり健康診断書を添付する必要があつたのであります。多くの無医村の住民は、都会まで出てきて身体検査を受けなければならなかつ

たのでありまして、特に数百年來女にヴェールを被せてきたトルコの男子にとっては、その婚約者の身体を男性医師の目にさらすことは堪え難い苦痛でありました。これは、わたくしどもにとりましては、非常に馬鹿げたことのように感じられるかもしれませんが、問題はこういうところに非常に深く根ざしているとわたくしには思われます。そして第四に、死亡した官吏や戦没軍人の妻子は、新たな婚姻を締結することによって年金受領権を喪失することのないように、秘かにイマムの前で再婚する例も多かったのであります。このようにみてまいりますと、現実には宗教的理由だけではなく、そこには極めて世俗的な理由も競合して、民法における強制民事婚の原則はトルコで容易に定着しなかったということがお分りいただけるかと思えます。

このようにして容易に消滅しないイマム婚は、一方では多くの私生子の出現を促がしましたし、他方では婚姻適齢を無視した早婚を可能ならしめておりました。すなわち性的成熟の早いトルコでは、早く婚姻することを望んで年齢を詐称したり、身分登記簿における出生の日付の記載に誤りがあるとする訴訟がしばしば提起されたのでありまして、その事件数は、一九四七年当時年間三千件を越えるほどでありました。それどころか訴訟の労を厭う者は、安直にイマム婚を挙行していたのであります。これに対処して、一方では私生子を嫡出子と認める立法が

相次いでなされ、他方では婚姻年齢が漸次切り下げられ、現在では男一六才女一四才まで引き下げられようとしているのであります。

これまで婚姻法から一例を挙げて指摘したと同様の問題は、離婚法や不動産物権法等の分野においても少からず生じております。例えば土地の売買におきましては、従来トルコ人は土地私有の觀念をもたないか、もっていても極めて稀薄でありましたし、土地登記簿も整備されておりませんでしたので、新民法典が土地の譲渡に登記の要件を課しても、農民大衆はこれを無視いたしました。或いは私署証書により、或いは口頭の約束と占有の引渡によって土地を譲渡する慣行が跡を絶たなかつたのであります。更に不都合なことには、その種の慣行に依じて破毀院裁判例が動揺していたことでもあります。破毀院は、一九四四年の判決で登記によらない売買契約を無効としたのであります。この判決を奇貨として一旦は売渡したのにまだ登記していない土地について返還を訴求する例が多く現われたのであります。そこで破毀院は、その二年後にこの判決を変更し、占有をもって物権と認めるに至ったのでありまして、それは、はなはだ一貫しない態度を示したものとわざるをえないのであります。

これ以上に個々の事例を挙げる余裕はありませんので一切省かせていただきますが、これら二三の例をみただけでも、久しくイスラーム法の下にあったトルコの民衆が、遵守しえない国家法よりもむしろ身近な慣習に服することを選んでいくということ、そして立ち遅れた社会の現実に対して立法者も裁判官も譲歩を余儀なくされたということは明らかにされたであろうと思われまふ。実際、はじめにも述べましたように、法の継受は固有の法文化財との衝突であり融合同化の過程であります。トルコを近代化するためには、継受したスイス法を強行しなければなりません。それは、スイス法をモデルとして新しいトルコ社会を組織しようという試みでありました。その試みはもちろん大きな成功を取めたといえます。しかしそれはまた、スイス法文化をスイスという歴史体からとり外して、トルコという歴史体にはめこむという作業に外ならなかったという意味におきまして、トルコにおけるスイス法はもはや本来のスイス法ではなくして、新しく創造されたトルコ法であるといえるのではないかと思われまふ。こうして——サレイユ流に申しませうと——トルコにおきましては「スイス法によって、しかしスイス法を越えて」新しいトルコ法が形成されようとしております。それは、わが国において「ドイツ法によって、しかもドイツ法を越えて」日本法が形成された過程と似ているように思わ

#### 文化移動の一局相としての法の継受

れます。歴史上少なからず反覆された外国法の継受は、それぞれ個性的現象でありながらも、そこに或る共通な問題があることを否定しえませんし、その意味におきまして、もしわたくしたちがトルコにおける外国法の継受に限らず、諸国における外国法継受の事例を具体的に研究し、それらを比較するならば、そこからわたくしたちは、われわれ自身の法すなわち日本法の本質やその発展の方向をも探知しうべき実り多い教訓を得るゝとができるのではないかと思ひます。外国法継受の問題、殊にそのわが国における場合につきましては、ここにおられる福島先生並びに水田先生の大きな業績をはじめとして、多くの研究があります。これをいささかなりとも発展させ、更に諸外国における事例によって外からの光りを求めようとすれば、それは一層多くの人々による精力的な比較研究なしには果しえないことであると思ひます。わたくしはトルコの場合に例をとって報告させていただきましたが、日本の場合について皆様からの御教示を仰ぎ、更に諸外国における事例についての研究の発展を願つて、このまことにまとまりのない報告を終らせていただきますと思ひます。